

本来の子育て支援を（結婚支援に特化せず）継続的に実施・地方横展開できる仕組み作りを

平成 28 年 11 月 1 日

NPO法人わははネット 中橋恵美子

本来あるべき『子育てをしている人を支える取り組み』を定着させたい。

～子どもを産んでよかった！支えられている！という実感を親に～

○ 地域少子化対策重点推進交付金のあり方について

- 新しい子育て支援の取り組みには結果が出るまで一定期間見守ることが必要である。
- 少子化対策として「結婚支援」の事業ばかりが目につくがそれで地方の特徴が出せるのか？

◆少子化対策の国の交付金のあり方に関する疑問

新規性・単年度など使いづらい・結婚支援ばかりが注目を集める

⇒既存の事業には活用できず新規性のある取り組みを募集するのであれば、新規性のあるものの中でも国が精査し効果がありそうな事業については数年の交付の継続を認め、一定の成果が出た事業については積極的に横展開を支援していただきたい。

（交付金申請に上がってきたものを申請時だけでなくその後の経過や話題性、効果などを丁寧にチェックできているか疑問）→当法人の取り組み事例参照（次ページ）

⇒少子化対策として「結婚に対する取り組み支援」のウエイトが急に大きく目立つようになった。地方の特徴を活かした「結婚に対する取り組み支援」がどれくらいあるのか？（四国4県は同じシステムを活用することになっている）出会いのシステムづくりなどは国で一元管理してもよいのではないかな？そのことで結婚支援に対する交付金の金額を押さえることが可能ではないかな？

子育て支援の人材不足は地方でも問題である。

地方でも安心して働きながら子育てができる。その環境整備のために国の『子育て支援員研修』の保育のコース受講修了生には保育の現場で働ける受け皿づくりの指導を積極的に地方にしていきたい。

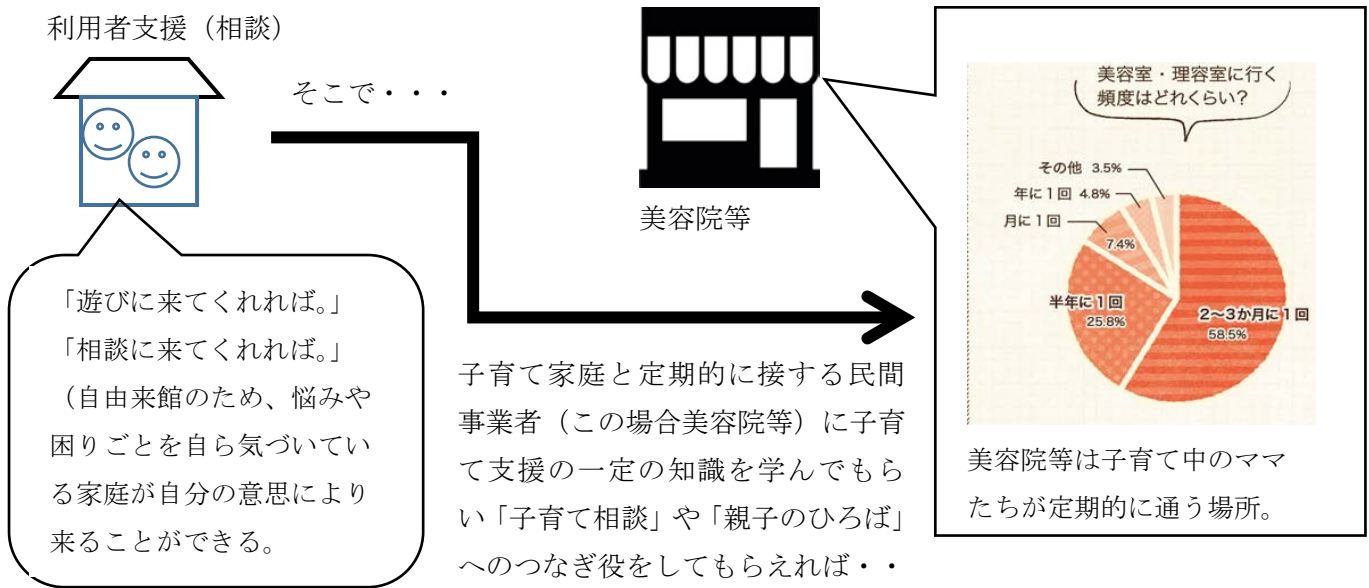
平成 27 年度から実施されている全国共通の「子育て支援員研修」（当法人も実施団体である）に子育て支援・保育等の現場で働くことを希望しているが資格がないために叶わなかった人たちが大勢受講している。しかし地方の自治体の中には保育士不足により待機児童が出ているにもかかわらず、保育士資格以外は認めない自治体もあり、せっかく子育て支援員研修を受講修了したのに就労先がないというミスマッチがおきている。積極的に特に年度途中からでも保育士不足による待機児童が出ている自治体に対して子育て支援員の雇用を認めるよう働きかけていただきたい。

<参考>

香川県の場合 地域少子化対策重点推進交付金の活用例：美容院等サロンを活用した子育て支援事業

子育て支援拠点

利用者支援（相談）



※参考 ○子育て支援拠点 約 0.7 万か所 ○コンビニ 約 5.5 万店舗 ○美容院 約 23.1 万店舗



一定の研修を受けた店舗を子育てに優しい美容院等として認定し、子育て支援についての基本知識のある美容師等が、子育ての相談を受けた際に適切な情報提供や子育て支援施設等につなぐことができるようになった。
これまで自らの意思で子育て相談の窓口に来ることができなかった人も支援につながり子育てに積極的に取り組めるようになった。

平成 27 年度地域少子化対策強化交付金事業として実施。

約 270 店舗（県内にある美容院の約 15%）が研修を受講し修了証を得、各店舗にステッカーを掲示し、子育て中の顧客の子育て支援を行っている。

話題性もあり、また美容院等の店舗も顧客が喜ぶことで満足度が高く、利用者も子育て支援機関につながり子育て支援の間口が広がったことで大変喜んでいる。子育て支援の団体や窓口も、これまでアプローチできなかった子育て家庭との接点を持てるようになったことで評価が高い。

子育て家庭・店舗・行政・子育て団体 それぞれが喜ぶ子育て支援の新メニューとなった。